

「気になる子どもの成長を促すために幼稚園や保育所ができる地域保健 と小学校との連携－支援をつなぐためのヒント」の作成

研究分担者 荒木田 美香子（国際医療福祉大学）
研究協力者 藤田 千春（国際医療福祉大学）
竹中 香名子（国際医療福祉大学）
土屋 陽子（順天堂大学）
上原 京子（国際医療福祉大学）
大谷 喜美江（国際医療福祉大学）
青柳 美樹（国際医療福祉大学）
両角 理恵（国際医療福祉大学）
臺 有桂（横浜市立大学）
高橋 佐和子（聖隸クリストファー大学）

本研究は発達障害児に関して、保育所・幼稚園の教職員と地域保健の連携を推進するために、これまでの研究成果や連携の好事例を参考に、研究者が検討を行い、「気になる子どもの成長を促すための幼稚園や保育所ができる地域保健と小学校との連携－支援をつなぐためのヒント」（以下ヒント集：資料）を作成した。

ヒント集は、幼稚園・保育所の教職員を主な読者とし、さらに連携に関わる地域保健の保健師及び小学校の教職員や療育機関の職員にも参考となるよう配慮した。発達障害児を対象にした連携の必要性、連携のポイント、Q&A、連携に活用できるフォーマット例から構成した。今後はさらに現場の状況に合わせ、フォーマットやQ&Aを補い、ヒント集の充実を図る必要がある。

A. 問題の背景と研究目的

市町村は母子保健行政及び母子福祉行政の対人サービスを担当しており、2004年の発達障害者支援法施行以降は、さらに発達障害に関する相談事業¹⁾や幼児健康診査での対応²⁾、ペアレントトレーニング³⁾など育児支援教育等さまざまな取組を行ってきた。市町村における母子保健と幼児通園施設（保育所・幼稚園・子ども園）との連携については、発達障害と診断されている場合には市町村の母子保健側から保育所に情報提供している

割合は41%であり、診断はついていないが疑わしい場合には31%と低い割合であった⁴⁾。発達障害児とその保護者支援においては、市町村母子保健と幼児通園組織の連携はさまざまな取組が行われてきたとはいえ、いまだ低い段階にある。家庭から学校教育での間で、連携のポイントになるのが、幼稚園・保育所である。また、集団生活の中で、子どもの発育の特徴や偏りに気づきやすい機関もある⁵⁾。

そこで、本研究では市町村の母子保健情報

及び幼稚園・保育所で持つ保健情報を小学校に提供し、「気になる子どもの成長を促すために幼稚園や保育所ができる地域保健と小学校との連携ー支援をつなぐためのヒント」

(以下、ヒント集：資料)を作成することを目的とした。このヒント集の主な読者は幼稚園・保育所・こども園の教職員であるが、連携に関連した市町村の保健及び福祉行政に携わる保健師及び小学校の教員、療育機関の職員も活用していただけることをめざした。

B. 研究方法

本研究では「気になる子ども」というのを、発達障害の診断を受けており、保護者あるいは幼稚園・保育所の教職員が生活上の何らかの困難があると考えている子ども及び、発達障害の診断は受けていないが、発達障害が疑われており、集団生活などの困難さが見られる子どもとした。

本研究グループは厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業として2009年に連携状況を確認する為に市町村母子保健部門及び幼稚園・保育所に対する質問紙調査を行った。2010年・2011年に市町村の保健師及び幼稚園・保育所の教職員にインタビュー調査を行い、連携を促進するための促進要因を明らかにし、さらに2012年にはそれらをもとに連携のプロセス評価指標を開発し、連携状況を質問紙調査で確認した。これらの結果を踏まえ、医学中央雑誌、Google Scholar、メディカルオンライン、J-stageを用いて文献の検討を行った。参考とした文献は、連携を行う際に活用できるフォーマットを示しているもの、具体的な連携方法が記載されているもの、あるいは連携の効果や影響を記載してあるものとした。また、それらの文献をもとに、市町の行政保健師の

経験のある研究者3名、小学校及び中学校の養護教諭を経験した研究者3名、幼稚園教諭養成に携わる研究者1名及び発達障害児を持つ保護者2名らによるメンバーで、連携の好事例の検討を行い、「ヒント集」を作成した。

ヒント集の作成に当たっては、幼稚園・保育所の教職員が、市町村母子保健及び福祉を担当する保健師や療育機関との連携する方法を検討すると共に、小学校と連携する方法の検討も視野に入れた。また、発達障害児とその保護者の両方を支援するという観点で、就学などに当たって保護者から相談を受けやすい項目もヒント集に入れるよう心掛けた。

(倫理面への配慮)

本研究グループが行ってきたこれまでの質問紙調査は何れも無記名で行われたものであり、インタビュー調査は匿名性を確保するよう配慮し、国際医療福祉大学の倫理委員会の承認を得て実施したものである。さらに、文献検討で取り入れた部分はそのデータソースを明らかにした。

C. 研究結果

ヒント集(資料)の構成は、幼稚園・保育所が市町村母子保健担当課や療育機関、小学校、保護者との連携を取る場面を想定し、1) 地域保健との連携、2) 幼稚園・保育所内の連携、3) 保護者との連携、4) 療育機関との連携、5) 小学校との連携とし、これまでの研究で得られた連携の促進要因を記載した。さらに、上記の項目には書ききれなかった項目で、特に連携のヒントとなりやすい事項をQ&Aとして「7つの質問に答えます」で取り上げた。さらに連携などに活用できる具体的な観察のポイントを「保育所や幼稚園で発達

障害を早期発見するために有効と思われる「観察のポイント」やフォーマット例等を掲載した。情報提供を行う為のフォーマットとして小学校への情報提供書や、保護者が記載するサポート手帳はいくつかの事例があったが、3歳児健康診査の結果などの情報を依頼・受領するためのフォーマットは検索した文献などからは得られなかった。情報を授受するためのフォーマットについては介護者と家族、介護者と訪問看護ステーションや関係機関との情報提供書をもとに、連携の際に必要となる事項を記入し)「母子保健情報提供書(試案)」を作成した。

D. 考察

「ヒント集」を作成する際に、幼稚園・保育所が市町村保健センター等に幼児健康診査などの情報提供を依頼するための実際に使用している情報提供書のフォーマットを検索したが、先行研究からは得られなかった。本研究グループのこれまでの研究では、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止ネットワーク会議等に幼稚園・保育所の教職員が参加している方が、市町村と幼稚園・保育所間で発達障害児や保護者に関する情報が連携されていたという結果であった⁴⁾ことからも、ネットワークを介した専門職の暗黙知として情報提供や連携をする方法が存在すると考えられた。

また、フォーマットなどの形式化したものが少ないとされる要因の一つに市町村行政組織の形態が多様であることが関係していると考えられた。市町村では子どもの育成に関する組織を再編し、母子保健部門と福祉部門を統合させるなどの対応を行っているところや、発達障害児支援のための組織を設けているところがある。このように、組織変更を行っ

ている機関では同一課内であるため、情報を引き継ぎやすい。しかし、別部門となつている組織では、組織間の情報提供については、個人情報保護の観点から保護者の理解を得る必要がある。実際的な場面では、診断がついていない状況で、専門機関への受診勧奨や診断を受けることを勧めるか否かの判断をするために情報を必要とする場合や、親が専門機関への相談を納得しないケースが多く、専門職が対応に困ることが多々ある。

このような場合には、ケースバイケースでの対応がはかられていたり、各機関の関係者が顔見知りになり、信頼関係のもとで問題への対応をはかる場合など、行政組織の形態によって具体的な対策は異なっていることが考えられた。しかし、先行研究では情報提供のためのフォーマットがあれば情報共有しやすいという意見があつたため⁴⁾、試案として介護保険関係に活用されている情報提供書⁶⁾や産業におけるメンタルヘルス不調者の復職時に活用される「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰の手引き」⁷⁾、癌治療後の職場復帰支援⁸⁾などの手引きや事例を参考に必要最低限の情報の授受ができるフォーマットを試案として提案した。この「母子保健支援 提供書」を活用する際には、発達障害者支援調整会議や市町村保健センターや幼稚園・保育所、療育機関などで活用のルールを定めておく必要がある。今後は、現場の意見を聞きながら、さらに改善していく必要がある。

母子保健手帳や発達障害児の支援などを記載したサポート手帳⁹⁾なども情報を引き継ぐための重要なツールではあるが、その記入の多くは保護者が行うものであり、保護者の意識や知識に影響される。つまり、発達障害児の行動及び性格上の特徴をよく理解して

いる保護者の場合は、記載内容や申し送り事項も、ポイントとなる重要な点を押さえたものになると考えられる。そのため、母子保健に携わる小児科医、保健師、幼稚園教諭、保育士などが発達障害について学習を深め、保護者自身の成長を支援する意識を持って接する必要がある^{10・11)}。一方で、これらの個人情報を活用するためには、やはり事例検討会、連絡会などのネットワークを通して専門職の関係や連携の際のルール作りが重要であるということは先行研究と研究者の意見に共通していた。特に、小学校以降の発達障害児及び保護者の支援は学校保健行政が管轄することより、母子保健や障害福祉に関する個人情報の取り扱いに対する壁はより高くなる。情報提供書などのフォーマットの検討のみならず、その検討を通して関係機関との共通認識を形成することが重要である。

本研究の限界として、ヒント集はこれまでの調査や事例及び文献から得られた内容を発達障害児の支援に関わっている研究者が検討したものであり、実際に活用していただく幼稚園・保育所の教職員などの意見を聴取していない点である。特に市町村母子保健担当課の組織は多様化している。そのため現場のニーズに合ったヒント集とするためには現場の意見を確認する必要がある。

E. まとめと今後の展開

これまでの本研究グループの成果と研究者の検討及び文献の検討より、幼稚園・保育所の教職員及び市町村の母子保健組織を核とした、「気になる子どもの成長を促すために幼稚園や保育所ができる地域保健と小学校との連携ー支援をつなぐためのヒント」を作成した。今後はさらに現場の状況に合わせ、フォーマットやQ&Aを充実させ、ヒント集の

充実を図る必要がある。

【引用文献】

- 1) 佐藤 幸子, 末永 カツ子, 鈴木 昌子, 菅原 恵理子. 【発達障害児支援の「みる」「つなぐ」「動かす】】 発達障害児者支援における「みる」「つなぐ」「動かす」 仙台市における取り組みから学んだこと. 保健師ジャーナル. 69 (12) :962-969. 2013
- 2) 宮本 佳代子. 【発達障害児支援の「みる」「つなぐ」「動かす】】 山梨市における「2歳児健診」の取り組み 育児支援の枠組みで行う発達障害の早期把握・早期支援. 保健師ジャーナル. 69 (12) :991-997. 2013
- 3) 原口 英之, 上野 茜, 丹治 敬之, 野呂 文行. 我が国における発達障害のある子どもの親に対するペアレントトレーニングの現状と課題 - 効果評価の観点から. 行動分析学研究. 27 (2) : 104-127. 2013
- 4) 荒木田美香子、青柳美樹、山下留理子、佐藤潤、臺有桂. 子どもの健全な発育発達を支援するための市町村・保育所・幼稚園間の幼児の健康管理情報提供のありかたに関する調査. 厚生労働科学研究費補助金報告書（子ども家庭総合研究事業報告書）. 2009
- 5) 青木 さつき、田中 裕美子. 発達障害児の早期発見システムへの提言 T市における3~8歳の追跡結果から(原著論文). コミュニケーション障害学. 28 (3) : 149-158. 2011
- 6) 神戸市介護サービス協会. 介護情報共有のための諸様式.
<http://www.kaigo-kobe.net/yousiki/kyouuu2.html#yousiki3>
- 7) 厚生労働省. 改訂心の健康問題により休業

- した労働者の職場復帰支援の手引き .<http://www.mhlw.go.jp/new-info/ko/betu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-1.pdf>.
- 8) 厚生労働科学研究. 「働くがん患者と家族に向けた包括的就業システムの構築に関する研究」. ~嘱託産業医中心に産業看護職・人事労務も必読~ 「がん就労」復職支援ガイドブック.
<http://ohtc.med.uoeh-u.ac.jp/cancer.pdf>
- 9) 井上 和久. サポートファイルの活用と普及への課題と対応に関する一考察 A市の保健センター、療育機関、特別支援学校が連携した取り組みから. 小児保健研究. 72 (1) : 65-71. 2013
- 10) 井伊 暁美, 平野 瓦, 高野 政子, 宮崎文子. 保健師に求められる広汎性発達障害児と保護者への支援ニーズの検討. 保健師ジャーナル. 6 (4) :318-323. 2009
- 11) 東谷 敏子, 林 隆, 木戸 久美子. 発達障害児を持つ保護者のわが子の発達に対する認識についての検討. 小児保健研究. 69 (1) :38-46. 2010

F. 研究発表

F-1. 論文発表

なし

F-2. 学会発表

1. 第 72 回公衆衛生学会. 荒木田美香子、藤田千春、大谷喜美江、青柳美樹. 発達障害児に関する保育所・幼稚園の教職員と地域保健の連携状況の質の評価指標の開発.
2. 第 60 回日本学校保健学会. 荒木田美香子、中村富美子、竹中香名子、高橋佐和子. 発達障害児に関する保育所幼稚園の教職員と地域保健の連携を促進する要因.

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

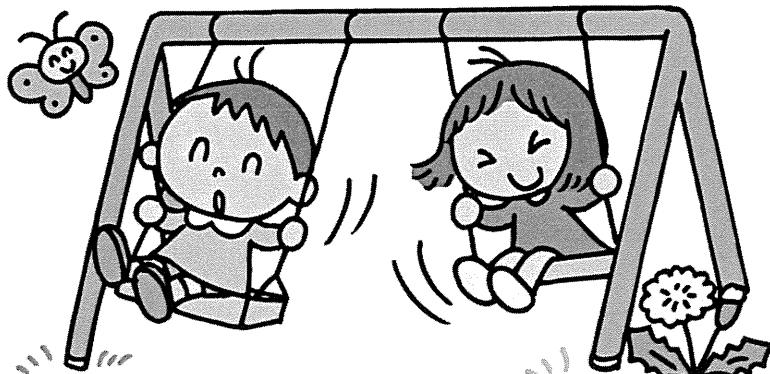
気になる子どもの成長を促すために
幼稚園・保育所ができる
地域保健と小学校との連携

支援をつなぐためのヒント



目次

1.連携の必要性と重要性	2
1) 連携の現状	2
2) 連携をとることのメリット	2
2. 幼稚園・保育所と地域保健、学校等との連携のポイント	3
1) 地域保健との連携	3
2) 幼稚園・保育所内の連携	4
3) 保護者との連携	4
4) 療育機関との連携	5
5) 小学校との連携	5
3.連携—7つの質問に答えます	6
1) 巡回相談で何を聞けばいいか、どのように準備をすればいいか	6
2) 保護者や子どもに理解を促すための参考書や絵本は何があるか	6
3) 発達相談後の親のフォローはどうするか	7
4) 事例検討会はどう進めるか	7
5) 知的な遅れのない発達障害児の進学相談を受けた場合にどうしたらよいか	7
6) 幼稚園・保育所の健診で発達障害に着目するにはどうしたらよいか	8
7) 保護者の方にも支援が必要だと思われる場合はどうしたらよいか	9
4.フォーマット例	10
1) 幼稚園や保育所の連携体制をチェックする項目	10
2) 情報提供書フォーマット例	12
3) 母子保健支援 情報提供書（試案）	14
4) 保育所や幼稚園で発達障害を早期発見するために有効と思われる観察のポイント	15
5) 学校に進学したあとで発見されやすい学習障害・つまずき	16
6) サポートブック、サポート手帳など	16



1. 連携の必要性と重要性

1) 連携の現状

発達障害のある子どもは環境に慣れ様々なスキルを獲得する事があつても、障害を完全に克服することは困難である。子どもが成長していく過程で、自尊感情を保ち、社会的機能を身に付けていくことが、発達障害を持つ子どもの社会適応を保証する上で非常に重要なである。そのためには、発達障害の早期発見から、早期教育、個別の状況に応じた支援や教育の提供が必要であり、乳幼児健診や保護者の情報を持つ地域保健、子どもが初めて集団の生活をする幼稚園や保育所、小学校・中学校・高校といった教育機関、子どもの療育にあたる専門機関が連携を取り情報共有していくことが重要である。

しかしながら、実際にはこれらの連携がなかなか難しいのが現状である。その背景には、個人情報の取り扱いに関する問題、医療・保健・福祉機関と教育機関との連携における壁、子どもの障害を受容しきれない保護者、地域社会の理解の乏しさなどの要因が関係している。

地域保健と幼児通園施設（保育所・幼稚園・子ども園）との情報提供の在り方を検討するために市町村・幼児通園施設の両者に質問紙調査を行ったところ、発達障害と診断されている場合には地域保健側から保育所に情報提供されている割合は41%であったが、診断はされていないが疑わしい場合には31%と低い割合であった。

幼稚園や保育所は、教育機関との連携を保証するための重要な位置づけにあり、また子どもの発達の偏りに気づきやすい機関でもある。幼稚園や保育所に情報が伝われば、それ以降の上級学校にも情報が伝わりやすい。そのため、幼稚園や保育所の教職員に向けた連携のヒント集を作成することとした。このヒント集は、様々な地域で実施されている良い事例を参考に作成した。

2) 連携をとることのメリット

地域保健と幼稚園や保育所、小学校等の教育機関との連携、保護者や教育機関との連携が行われていると、下記のようなメリットが生じる可能性がある。

1. 子どもの発達障害の早期発見、早期療育が可能となる¹⁾
2. 幼稚園・保育所、小学校などで発達障害のある子どもに適切な指導や学習が提供される^{2・3)}
3. 保護者の発達障害の受容を促し、保護者の気持ちが安定する⁴⁾
4. 適切な支援により、子どもがソーシャルスキルや学力を獲得することができる
5. 子どもの自尊感情が保持される
6. 二次障害や行為障害を予防できる⁵⁾
7. 社会人として活躍できる可能性が大きくなる
8. 連携を推進することにより、教員や保育士、保健師に支援能力がつく⁶⁾

2. 地域保健、幼稚園・保育所、学校等との連携のポイント

1) 地域保健との連携

- (1) 発達障害児者支援連絡調整会議などを活用する
- ・市町村に連絡会などがある場合には、積極的に参加する。互いが顔見知りになる良い機会である。
 - ・幼稚園・保育所と療育機関、地域保健機関との情報提供について、ルールや情報提供書などのフォーマットを作つておくと良い。



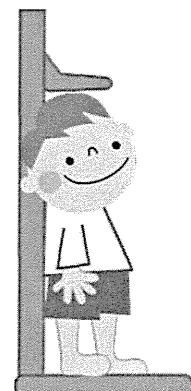
(2) 地域保健側の保健師と顔見知りになる

お互いが顔見知りになつていると、信頼関係ができ、相談もしやすい。

- ・市町村保健センターの母子保健サービスの内容や活用方法などを幼稚園・保育所の先生が集まる場で説明してもらう。
- ・幼稚園・保育所の先生の新任研修の際に、市町村保健センターの業務（幼児健診やその事後教室）を見学する研修を組む。
- ・就学指導委員会に保健師や幼稚園・保育所の先生もメンバーに加えてもらう。
- ・市町村の乳幼児健康診査に、保育所などの保育士が参加して、集団遊びや親子遊びを教える機会を持つ。

(3) 幼児健診の情報を共有する

- ・関係機関の話し合いで、情報提供書とフォーマットなどのルールを作成しておく。
- ・発達障害児者支援連絡調整会議や就学指導委員会に、地域保健や幼稚園・保育所の先生が参加している場合は、健診情報の提供の必要性について共通認識が持てる。
- ・3歳児健診の問診票に「幼稚園や保育所との連携のみに使用する」旨の目的と範囲を記載して、関係機関から問い合わせがあった時に情報提供しやすいようにしている市町村もある。
- ・発達障害のサポート手帳などを持っている場合には、保護者の許可を得て閲覧させてもらうと、幼児健診の記載がある場合もある。



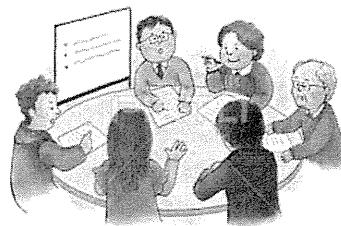
(4) 保護者に発達相談を勧める

- ・幼稚園や保育所で母親に発達相談を勧めても、なかなか受診しない保護者については、保護者も迷っていることが考えられる。その時、『背中を押してくれる存在』の人がいるとスムーズな受診に結びつくこともある。『背中を押してくれる存在』としては園長、市町村の保健師や巡回相談時の療育機関の発達相談員などが考えられる。
- ・発達障害は集団生活に入った時が一番発見しやすい時期である。家庭では対応できている場合でも、保育所などの集団生活で起きた実例を出し、家庭と集団生活での子どもの様子の違いを理解してもらえるように説明する。

2) 幼稚園・保育所内の連携

特別支援教育担当以外の職員も情報を共有することが重要。

- ・幼稚園・保育所内で気になる子どもについて事例検討をする。
- ・療育施設の専門職（小児科医、精神科医、発達相談員、作業療法士など）の講演会を行なう。



3) 保護者との連携

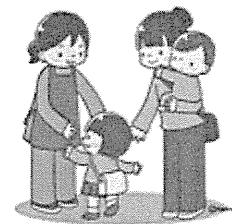
(1) これまでの経過を把握する

- ・入園時の書類に成育歴を把握できる項目を入れる（超低出生体重児は発達障害の発現率が高い⁷⁾という報告もあるため、出生時体重も書類の項目に含むと良い）。
- ・定期の健康診断時に保護者が記載する子どもの「保健調査票」等に、発達障害に関する項目も入れる⁸⁾。
- ・定期の健康診断の「保健調査票」などに、育児相談の希望の有無を入れる。あるいは、健康診断の結果を返却する際に育児相談等のお知らせをつける。
- ・既に発達障害の診断がある子どもについては、保護者がこれまでの子どもの様子をまとめた資料を用意していることがある。そういう資料があるかどうかを保護者に確認し支援に役立てると良い。

(2) 気になる子どもを巡回相談や発達相談等に勧めたいときの保護者への対応

幼稚園や保育所の先生が、気になる子どもを発達相談に受診させたいと思っても、保護者がなかなか同意してくれない場合がある。

- ・まず、子どもの良いところを見つけて、保護者に伝えよう。
- ・保護者が子どもをどのようにとらえているのか、確認してみよう。
保護者が自分の子どもの状況をどの程度理解できているかを把握する。
- ・教職員が把握している子ども自身の困りごとを保護者に伝えてみよう。
- ・特別支援教育につながって、発達が促された事例（成功例）を伝えよう。
- ・子どもに発達相談が必要と言われたとき、母親は不安定な気持ちになりやすいので、その気持ちを共有してくれる人がいることが重要。



(3) 保護者が発達相談を受けてくれないが、日常の指導にアドバイスを必要とする場合

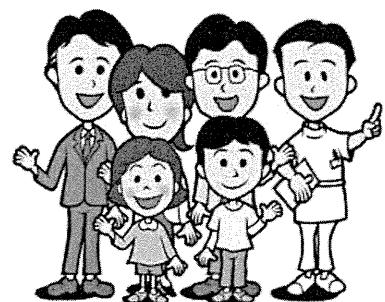
個別の子どもに関する相談については、保護者の了解を取ることが原則であり、またできるだけ保護者にも参加してもらうのが望ましい。ただ、それができない場合にも、工夫をし、子どもの生育環境を整える必要がある。

- ・教職員自身が、発達障害等の対応やペアレントトレーニング等について勉強する。
- ・巡回相談時や集団の場面でさりげなく、一般的な事例として、対応方法のアドバイスをもらう。
- ・保護者として困りごとはないかを聞いて、市町村の保健センターの相談窓口を紹介する。

- ・市町村保健センターの保健師に、幼稚園や保育所での子どもの様子を見てもらい、アドバイスをもらう。

4) 療育機関との連携

- 療育機関で行われていることを知って、幼稚園・保育所で何ができるかを考える
- ・療育機関を見学に行く。幼稚園や保育所の先生が療育機関で行われている療育の実際を見るのは有効である。
 - ・療育機関の専門職を招いて、幼稚園や保育所の教職員向けの講演会を行う。
 - ・巡回相談の前に、教職員の検討会を持ち、課題を共有する。
 - ・幼稚園や保育所の連携の窓口を一本化する。
 - ・個別事例については情報提供書で依頼をする。
(参照：フォーマット集 p 12-14)
 - ・幼児向けの「ことばの教室」の指導スタッフの話を聞く。



5) 小学校との連携

- ・幼稚園児指導要録・保育所児童保育要録について、地域の幼保小の校長会、園長会で話し合い、小学校が必要とする内容となるようにする。
- ・幼稚園児指導要録・保育所児童保育要録を活用し、「養護」「子どもの健康状態等指導上参考となる事項」にポイントを記載する。
- ・幼稚園児指導要録・保育所児童保育要録を活用しながら、就学前に小学校の教員や養護教諭と連絡会を持つ。
- ・進学が予定されている小学校の教諭に幼稚園・保育所で一日体験をしてもらい、給食時の様子などを見てもらう。
- ・就学後に小学校を訪問し、子どもの様子を観察し、共同で事例検討会を行う。
- ・特に特別支援コーディネーターや通級の教員と連絡を取り合う。
- ・小学校や幼児向けの「ことばの教室」の担当教員が、3歳児健診において相談員として参加する。



事例 就学時引き継ぎシートの活用（高知県教育委員会）

(フォーマット事例を参照)

<http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/108584.pdf>

○目的：幼稚園・保育所などの教職員と小学校教員とのあいだで連絡会を持ち、子どもの課題を共有すること。

○発達障害などのある子どもの入学後約2か月間の生活が円滑にスタートできることを意識して作成している。

○引き継ぎシートを活用する子どもの範囲

発達障害などの支援を必要とする子どものみではなく、その他の配慮の必要な子どもなどを含め、必要に応じて小学校などへ、支援が必要な場面や指導内容を引き継ぐ。

尚、掲載にあたり高知県教育委員会より承諾を得た。

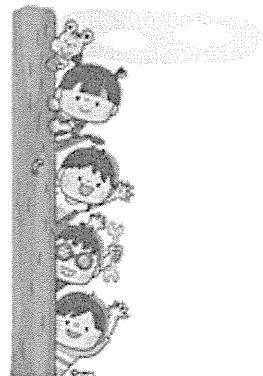
3. 連携 - 7つの質問に答えます

連携をスムーズにし、連携の効果を上げるための工夫について、Q&Aとして示します。

1) 巡回相談で何を聞けばいいか、どのような準備をすれば良いか？

療育施設の医師、臨床心理士や作業療法士などの専門職による幼稚園・保育所・小学校等の巡回相談は幼稚園・保育所での対応や発達相談の導入に効果的である。

- ・事前に教職員間で打ち合わせを行う。
- ・気になる子どもの集団での活動と、個別の活動を見てもらえるよう計画する。
- ・教室の環境の整え方について現状をまとめておく。
- ・教職員の関わり方の工夫について現状をまとめておく。
- ・療育や特別支援教育の必要性の判断について悩んでいる理由を示す。
- ・巡回相談後に参加者間で、気になるそれぞれの子どもについて、検討会を行う。可能であれば検討会に保護者も参加してもらう。
- ・巡回相談の記録を取っておく。
- ・巡回相談後、園内委員会で報告し、子どもの理解や援助方法についての情報を教職員間で共有する。



2) 保護者や子どもに発達障害の理解を促すための参考書や絵本は何がある？

《子ども向けの参考図書：子ども自身の理解を促す》

- ① えじそんくらぶ. 高山恵子、内山登紀夫『ふしぎだね！？ ADHD（注意欠陥多同性障害）のおともだち（発達と障害を考える本）』ミネルヴァ書房. 2006年
- ② 内山登紀夫（監修）諏訪利明、安倍陽子『ふしぎだね！？自閉症のおともだち（発達と障害を考える本）』ミネルヴァ書房. 2006年
- ③ バーバラ エシャム（著）、マイク ゴードン（イラスト）、カール ゴードン（イラスト）、品川 裕香（翻訳）『数の天才なのに計算ができない男の子のはなし 算数障害を知っていますか?』岩崎書店. 2013年

《保護者向けの参考図書：親の立場に立った育児に役立つ》

- ① 主婦の友実用BOOKS『発達障害の子どもの心がわかる本』主婦の友社. 2010年
- ② 佐々木正美監修、子育てネット著『ママたちが見つけた大切なこと－発達障害児の子育て』大和書房. 2012年
- ③ 佐々木正美著『アスペルガー症候群・高機能自閉症の子どもを育てる本（家庭編）』講談社. 2008年

《保育士・幼稚園教諭・保健師向けの参考図書：発達障害児への指導の基本がわかる》

- ① 田中康雄著『わかってほしい！気になる子』学研. 2004年
- ② 田中康雄著『つなげよう－発達障害のある子どもたちとともに私たちができること』金剛出版. 2010年
- ③ 内山登紀夫監修『こんなとき、どうする？発達障害のある子への支援 幼稚園・保育園（特別支援教育をすすめる本）』ミネルヴァ書房. 2009年

3) 発達相談後の保護者のフォローはどうする？

保護者が発達相談などを受けたからとはいえ、物事がうまくいく訳ではない。

保護者を引き続きフォローすることが大切である。

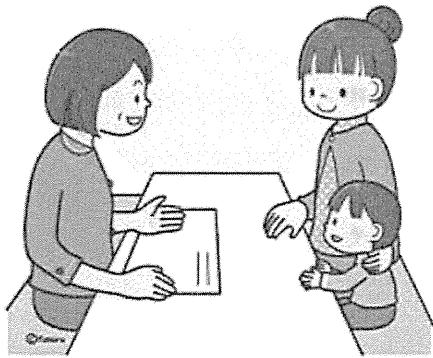
- ・できるだけ幼稚園や保育所に保護者に来ていただきて、状況を確認する。

- ・保護者がショックを受けている場合もあるので、配慮しながら受容的に対応する。

- ・保護者との面接記録を残す。

- ・継続的に受診するようであれば、一度幼稚園や保育所の先生も同行受診させてほしい旨、保護者に申し出る（同行受診は決してタブーではない。保護者、医師や専門職、幼稚園や保育所の先生が子どもの指導について共通理解をするための良い機会となる）。

- ・継続的な子どもの観察や指導内容を記録し、子どもの変化を伝え、成長しているという安心感をあたえる。



4) 事例検討会はどう進める？

事例検討会は子どもの理解を深めるとともに、教職員や専門職の対応能力を向上させることに役立つ。しかし、うまく運営できない時、このような工夫も効果的である。

- ・幼稚園内や保育所内の年間計画に組み込む。

- ・日常のちょっとしたことが気になる子どもを取り上げて話し合っても良い。
(深刻な事例ばかりを取り上げなくてもよい)。

- ・若手が事例提供者の場合は、先輩の教職員が事前に相談に乗る。

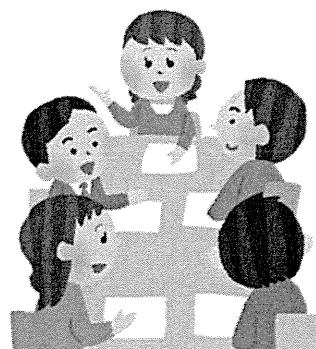
- ・安心して誰もが発言できるようなルールやマナーを確認する。

5) 知的な遅れがない発達障害児の場合、進学の相談を受けたときどう対応したらいいか？

通級指導のある学校なども紹介するとよい。(ただし、通級に入れるかどうかは教育委員会が判定するので、希望しても入れないことがあります。)

- ・知的な遅れのない子どもの場合は普通学級に進学することが多い。しかし、就学先小学校の『通級指導』を活用するのも有効である。通級指導は部分的に取り出し教育を行ってくれる。保護者から進学に関する相談があった場合は、通級の利用や進学が予定されている小学校の特別支援コーディネーターの相談など、学校で活用できる資源について情報を提供できるようにしておくと良い。

- ・発達障害児の親の会などを紹介すると、母親同士の口コミ情報など有意義な情報が得られることもある。



6) 幼稚園・保育所での「定期の健康診断」で発達障害に気づくにはどんな方法がありますか？

発達障害のある子どもは集団の生活に入ってから困り事が増えたりする。その困り事に幼稚園や保育所の先生が気づくことが、早期発見につながる。母親は、子どもの家庭での状況に慣れてしまい、困りごとに気づかないこともある。そのため先生の気づきから発達相談につなげることが重要である。

5歳児健診を行っている市町村も増えている。また、出前5歳児健診（幼稚園や保育所に出向いて5歳児健診を行うこと）を行っているところもある。

- ・幼稚園や保育所での健診後に、園医を含めて教職員が気になる子どもについて検討会議を持つ。
- ・気になる子どもについては、日常の状態や問診票の内容をあらかじめ園医に相談しておく。
- ・幼稚園や保育所の健康診断時の問診票を工夫して、発達障害に関する項目を入れる。

(参考：フォーマット例 p 15)

- ・保健調査票や問診票などを通じて「保護者が子どもの困り事に気づく」ことができるよう、問診票を工夫するなど、健診を企画する。
- ・受け皿となる発達相談（保健所や市町村の保健師）や療育施設（小児科医、作業療法士、臨床心理士など）と連携を密にしておくことが重要。
- ・健診で気になった子どもを巡回相談時に相談するなど、相互に活用できるよう日程を組む。

事例：出前5歳児健診 鳴門教育大学がA町と協力して実施⁹⁾

保護者を巻き込み、集団遊びなどをしながら健診をするのが特徴。

<健診の内容>

- ① オリエンテーション（保護者に対して）
- ② 集団遊び・サークル（小児科医・心理相談員・保健師）
行動観察・チェックリストの記入
- ③ 子どもへの問診・発達相談（心理相談員）
問診およびチェックリストの記入・今後の手立ての相談
- ④ 小児科医診察（小児科医による診察）
身体疾患と発達障害についての見立て
- ⑤ 保健相談（保健師）
保健師による結果説明と相談
- ⑥ ケースカンファレンス（保健師・保育関係者・医師・発達相談員・栄養士・歯科衛生士）情報交換と今後の手立てについての検討

7) 保護者の方にも支援が必要だと思われる場合はどうしたらよいか

気になる子どもの保護者の方にも支援が必要な場合がある。

- ・家族構成や体調などをさりげなく確認して家庭の健康状態や家庭教育能力をアセスメントする。

* 「ご家族の中で、体調の悪い方や病院にかかっている方はおられますか」

* 「お父さんは育児を手伝ってくれますか」

* 「お休みの時は何をしていますか」

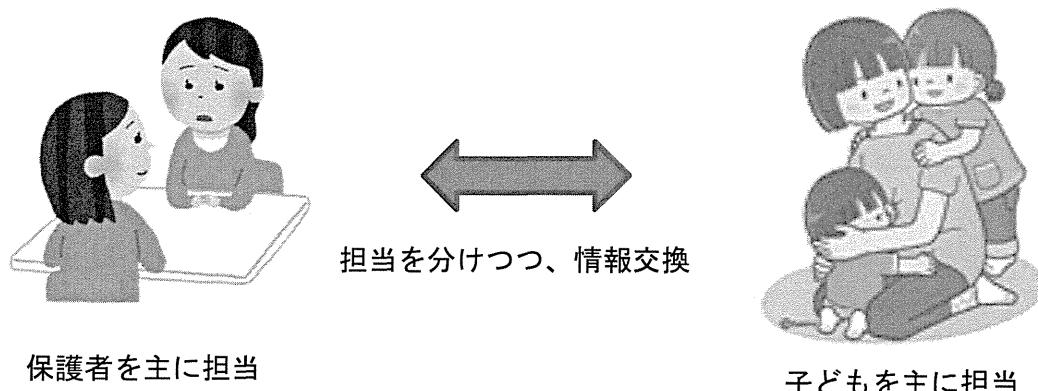
* 子どもの就寝時刻などの生活習慣

* 生活保護など、経済的な状況はどうか

* 父母の物事の理解度など

- ・保護者の環境、精神状態が不安定な場合は、子どもの担当と親の担当を分ける。

子どもの担当は担任、保護者の主たる担当は園長・副園長や看護職、あるいは市町村の保健師等と、分担することでお互いの気持ちにゆとりが出る。



4. フォーマット例

1)−1 幼稚園や保育所の連携体制をチェックする項目*

使い方：これらの項目は出来ていることが望ましい項目である。出来ていない場合は、なぜ出来ていないのか、改善するためにはどうすれば良いのかについて、幼稚園や保育所内で話し合いなどをもち、連携の取り方を検討する材料としていただくと良い。

項目	番号	幼稚園・保育所の活動	実施している	実施していない	検討中	項目	番号	幼稚園・保育所の活動	実施している	実施していない	検討中
相談窓口	1	保護者からの相談窓口を設置している				連携会議	21	子育て支援ネットワーク会議等に参加している			
	2	園医が定期的に来園している					22	気になる事例を子育て支援ネットワーク会議等に報告している			
	3	園に看護師/保健師/養護教諭がいる					23	親の国籍や家庭環境など発達支援がしにくい状況を把握し、支援の関係者(機関)に情報提供している			
	4	保健・心理専門職と保育士・教師の個別の子どもの検討に、保護者が同席して相談や指導を行っている					24	専門機関の受診を受け入れない保護者に対して受診を促す場合に、保育士・教師は保健センター等の保健師と協力して勧めるようにしている			
組織編成	5	外部が理解しやすいように自組織の活動を文書化・明確化している				専門医受診	25	特別支援教育等の該当児を決める際に、子どもの発達の専門家が会議のメンバーに入っている			
	6	特別支援教育コーディネータが選任されている					26	病院受診をした児については保護者の許可をとり、主治医と連絡を取っている			
進学先との連携	7	就学先に情報を提供する際のルールがある				園側の努力	27	個別の教育支援計画を保育/教育を立てる際には、関係機関よりこれまでの発達検査などの資料の情報提供を受けている			
	8	進学先の小学校の教師が園に来て、観察するなど連携の機会を設けている					28	年間(それ以上)で個別の教育支援計画の立案と評価をしている			
	9	他組織に提供するときの情報提供書などの様式(フォーマット)がある					29	特別支援教育コーディネーターが中心となって園全体で共通理解をはかるようにしている			
	10	他組織に提供する情報提供書の作成に保護者が参加している					30	個別の教育支援計画を保育/教育に反映させている			
	11	他組織(病院や保健センターなど)から情報提供を受ける際のフォーマット(様式)がある					31	通園(療育)施設の専門家と保育士・教師が個別事例で情報交換をしている			
	12	保護者の許可を取って、通園(療育)施設の様子を見学に行く					32	気になった子どもについては保育士間で情報交流している			
	13	進学後に小学校に対象児の様子を見に行っている(連絡を取っている)					33	園全体で該当児の指導方針を確認している			
	14	発達障害を発見できるように定期健診の問診票などの工夫を行っている					34	保護者に園での様子を見てもらい、発達相談を勧めている			
	15	特別支援教育コーディネーター等が、3歳児健診の前に市の保健専門職に個別の子どもの園での様子を伝えるようにしている					35	健診でフォローを受けなかった児でも保育園で気になった場合は受診につなげている			
幼児健診での対応	16	園長や特別支援コーディネーターが3歳児健診の様子を保健師に尋ねるようにしている					36	入園前の情報をもとに保育環境を検討している			
	17	園側から積極的に市町村保健センターに情報収集をはかるようにしている									
	18	心理・保健専門職による巡回相談は定期的に実施されている									
巡回相談のあり方	19	気になる子がいる場合、巡回相談の希望を積極的に市に出すようしている									
	20	巡回相談後の園での対応や児の変化を相談員に報告している									

1) -2 市町村が幼稚園や保育所との連携体制をチェックする項目*

使い方：これらの項目は出来ていることが望ましい項目である。出来ていない場合は、なぜ出来ていないのか、改善するためにはどうすれば良いのかについて、幼稚園や保育所内で話し合いなどをもち、連携の取り方を検討する材料としていただくと良い。

項目	番号	市町村の母子保健担当側の評価項目	実施している	実施していない	検討中	項目	番号	市町村の母子保健担当側の評価項目	実施している	実施していない	検討中
相談窓口	1	保育士や教師などが保健医療の専門家に相談できる窓口や担当者を配置している					18	巡回相談に市の子育て担当の保健師も参加している			
組織編成	2	外部が理解しやすいように自組織の活動の文書化・明確化をしている					19	巡回相談の専門スタッフが子どもの経過を追って見られるように工夫している			
	3	支援の際に連絡が取りやすいよう組織編成を工夫している					20	巡回相談の臨床心理士が、継続した数日を観察できるようになっている			
進学先との連携	4	入園先や進学先に情報提供する際のルールがある					21	巡回相談の専門家は集団の中でも子どもの様子をよく観察している			
	5	他組織に情報提供する際のフォーマット(様式)がある					22	発達相談を受診させる際に巡回相談の集団での観察事項を申し送っている			
妊娠期からの母親との信頼関係形成	6	他組織(病院など)から情報提供を受ける際のフォーマット(様式)がある					23	子育て支援ネットワーク会議等を定期的に開催している			
	7	他組織に提供する情報提供書の作成に保護者が参加している					24	子育て支援ネットワーク会議等に必要な(関係者が参加している			
	8	母子健康手帳交付時に母子保健担当保健師が面接し、関係性を持っている					25	子育て支援ネットワーク会議等でケース検討を行っている			
	9	乳幼児健診の未受診者のフォローを実施している					26	子育て支援ネットワーク会議等で関係者が互いを信頼し、インフォーマルな相談に乗っている			
	10	発達障害を発見できるように乳幼児健診の問診票などの工夫を行っている					27	連携会議の議事録がある			
幼児健診での対応	11	1歳6か月児健診のフォロー事業(親子教室など)を実施している					28	特別支援担当者会議等を開催している(他部門が主管している場合も含む)			
	12	3歳児健診のフォロー事業(親子教室など)を実施している					29	特別支援教育担当者会議等に保健師が参加している			
	13	3歳児健診のフォロー事業(親子教室など)に保育士の参観を認めている					30	特別支援教育担当者会議等で指導力向上の研修を企画している			
	14	4歳児あるいは5歳児健診を行っている					31	特別支援教育担当者会議等で事例検討会を行っている			
	15	保育園、幼稚園の入園後の4・5歳児が参加できる療育教室などがある									
専門医受診	16	専門医を紹介して、受診までの待ち期間は3カ月以内である									
	17	専門医に紹介をした場合は受診状況を確認する									

* 平成 24・25 年厚生労働科学研究：母子保健事業の効果的実施のための妊婦健診、乳幼児健診データの地
活用に関する研究：分担研究：「発達障害児に関する保育所・幼稚園の教職員と地域保健の連携を促進する
要因の検討-連携状況の質の評価指標の開発」にて作成。

2) 情報提供書フォーマット例

高知県教育委員会の就学時引き継ぎシート

<http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/61060.pdf>

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/hikitugi.html> (ダウンロード版)

フェイスシート(記入例) 保育所・幼稚園等→小学校					
作成開始日 平成 年 月 日					
(ふりがな) 児童名	土佐 花子	性別	女	生年月日	平成 年 月 日
保護者氏名	土佐 一郎	本人との続柄	父	保護者勤務先 (電話番号)	○○株式会社 (000-0000-0000)
現住所	〒(222 - 5555) 上佐市XX町YY 1-1-1			緊急時連絡先 (電話番号)	土佐 海 (999-9999-9999)
家族構成	祖父・父・母・兄・本人			特別児童扶養手当受給の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
手帳の有無	有(療育・身体障害・精神障害)・無			等級	2級
生育歴 (幼児期まで) ・現在の状況	(気になったこと・身体・健康状態・検診での指摘事項等) ・寝付くまでに時間がかかり、小さな音ですぐに目が覚めた ・兄に比べ言葉が出るのがおそかつた。やや多動傾向にあるが、興味があると集中する。 しかし、気持ちの切り替えができず、次の活動に移れない。 ・語彙は豊富であるが、ひとり言が多い。特に心配ない。様子を見ましょうといわれた。				
本人・保護者の願い	・これまでの地域のつながりや友達との関係を大切にしたい。				

通院及び相談歴			
区分	機関名	期間	診断・所見等
通院	●●クリニック	平成23年5月～平成 年 月	・自閉的な傾向があるといわれたが、診断をするほどではないといわれ、療育福祉センターを紹介された。
		平成 年 月～平成 年 月	
		平成 年 月～平成 年 月	
相談歴	△△福祉センター	平成21年4月	
		平成 年 月	
		平成 年 月	

現在受けている支援				
分野	機関名	電話番号	担当者名	支援の内容
医療	●●クリニック	22-2222	○○医師	・主治医として定期的に受診している。
保健・福祉	△△福祉センター	33-3333	○○相談員	・半年に1度の相談・療育を受けている。
教育	○○特別支援学校 特別支援教育課	44-4444	○○教諭 ○○指導主事	・教育相談 ・巡回相談;員派遣事業
地域その他	○○市	55-5555	○○保健師 ○○指導主事	・2か月に1回の支援訪問 ・加配保育士の相談
受けたい支援・困っていること(緊急度が高いものには◎をつけてください)				
・友だちと遊んだり、一緒に行動したりすることが難しい。 ◎ 時々、一つのことにこだわってしまい、気持ちを切り替えることが難しい。				

※このシートは、保育所・幼稚園等が保護者から聞き取り記載する。

高知県教育委員会の就学引き継ぎシート例

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/hikitugi.html> (ダウンロード版)

支援状況シート(様式例)

保育所・幼稚園等→小学校等

作成日 平成 年 月 日

本人・保護者の願い	これまでの地域のつながりや友達との関係を大切にし、さらに交流を深めたい。		
興味・関心	・〇〇のキャラクターのフィギュアに興味がある。 ・洗濯機や換気扇などくるくると回るものに興味がある。		
得意なこと	・機械的な記憶が得意。		
苦手なこと	・大きな集団に入ることや、騒がしい場所、大きな音が苦手。		
配慮や支援が必要な場面	支援	様 子	支援内容
生 活 面 身辺処理面	食事	<input type="radio"/> 野菜が食べられない。そばアレルギーがある。	・無理強いをせず、量を加減する。 ・食事前に複数の教員で確認する。
	排泄		
	衣服の着脱	<input type="radio"/> 着替えに時間がかかる。	・手順表を使って確認しながら着替える。
	移動		
	睡眠	<input type="radio"/> 睡眠のリズムが乱れやすい。	・医療に相談し、適切なアドバイスを受ける。
	危険認知	<input type="radio"/> 興味が湧くと周囲の状況に関係なく行動する。	・極めて危険な行動は、不快な刺激で止めさせることも時には必要。
	その他		
社 会 性 コミュニケーション	指示の理解	<input type="radio"/> 言葉による指示だけでは理解が難しい。	・視覚的な情報を添える。
	言葉によるコミュニケーション		・具体的、絵や写真などを用いたり、具体的で分かりやすく、大切な点を簡潔に話すよう心がける。
	人とのかかわり方	<input type="radio"/> 一方的に話したり、トラブルになることがある。	・場面場面で気持ちを代弁し、良いこと良くないことを理解させる。
	集団参加	<input type="radio"/> 避ける傾向が強い。	・前もって行き先、その場での活動、見通しなど。
	ルールの理解・遂行	<input type="radio"/> ルールのある遊びに入ることができない。	・本人が分かりやすい単純なルールで参加できる場面を作る。
	感情のコントロール 注意の集中	<input type="radio"/> 気持ちの切り替えができず、次の活動に移れない。	・予定表を示し、予告する。 ・折り合いの付け方を教える。
	その他		
健 康 面 身体機能面	疾病・身体機能		
	見え方		
	聞こえ方		
	姿勢保持		
	粗大運動・微細運動	<input type="radio"/> 問題ないが模倣する力が弱い。	・相手を意識させ、粗大運動など簡単な模倣ができる力を付ける。
学 び の 基 盤	その他		
	事物や場面の理解	<input type="radio"/> 字義どおりの解釈をしたり、これ、あれ、などが理解できない。	・指示など、話すときは具体的で分かりやすく簡潔にし、視覚的な情報を補足する。
	の 文 関 興 字 心 味 へ 読むこと 書くこと	<input type="radio"/> 看板に書かれている文字などに興味がある。	特になし
	数の理解	<input type="radio"/> 5までの概念ができている。	特になし
	描くこと	<input type="radio"/> 絵を描くことが好きではない。	・本人の好きな色の紙やクレヨンで誘って描くことに興味をもてるようにする。
	その他		

※① このシートは小学校入学2~3か月前に記載すること。

※② 支援を必要とする場面に○を記入すること。

3) 母子保健支援 情報提供書（試案）

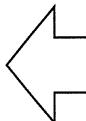
注) 連携を行うにあたって、フォーマットがあると連携と取りやすいという意見をもとに、いくつかの連携・情報提供フォーマットを参考に作成したものであり、試案である。

母子保健支援情報提供書

平成 年 月 日

機関名	
担当者名	様
T E L	
F A X	

機関名	
担当者名	
T E L	
F A X	



下記利用者の母子保健及び支援に対する意見・要望・質問・回答、今後の支援計画作成にあたってご留意いただく事項等を送付しますのでよろしくお願ひします。

【幼児・児童あるいは保護者名などの当事者名】

当事者氏名	様 (男・女)	生年月日	年 月 日生(才)
-------	---------	------	------------

【当事者様とのかかわり、支援計画、支援実施に対する意見・質問・回答など】

内 容	
-----	--

【情報共有・検討の要望等】

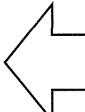
共有・検討方法	1. 電話連絡希望 (希望日時等) 2. F A X回答希望 3. 面談希望 (希望日時等) 4. 担当者による会議開催希望 あり・なし
---------	---

..... キリトリ線

平成 年 月 日

機関名	
担当者名	様
T E L	
F A X	

機関名	
担当者名	
T E L	
F A X	



情報提供書（回答）

当事者様の イニシャル 等	
回 答 (返 信)	